ばならない。ただし、搬入前に輸入届出書を提出した場合において、貨物に関する事故があつたときは、搬入後直ちに、その概要を記載した届書を当該検疫所の長に提出しなければならない。

一～十四　（略）

②～⑦　（略）

（削る）

（削る）

第三十三条　電子情報処理組織を使用して法第二十七条の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出た入出力装置を使用して行わなければならない。

②・③　（略）

別表第十八（第六十六条の二第二項関係）

一～八　（略）

附　則

この省令は、令和七年十月十二日から施行する。

○農林水産省令第四十六号

漁業災害補償法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十一号）及び漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百九十六号）の施行に伴い、漁業災害補償法施行規則及び漁獲金額等の認定基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

漁業災害補償法施行規則及び漁獲金額等の認定基準等に関する省令の一部を改正する省令

（漁業災害補償法施行規則の一部改正）

第一条　漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　漁業共済組合等の組織及び監督（第一条―第十八条）	第一章　漁業共済組合等の組織及び監督（第一条―第十八条）
第二章　漁業共済組合の漁業共済事業	第二章　漁業共済組合の漁業共済事業
第一節　通則（第十九条―第四十三条）	第一節　通則（第十九条―第四十三条）
第二節　漁獲共済（第四十四条―第五十四条の六）	第二節　漁獲共済（第四十四条―第五十四条の六）
第三節　養殖共済（第五十五条―第七十一条の二の二）	第三節　養殖共済（第五十五条―第七十一条の二の二）